

令和4年度

第26回豊頃町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月31日(月)午後1時20分～午後2時30分
- 2 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
- 3 委員の出欠 出席 12人 欠席 2人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	欠
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	欠	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4 議事日程

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

5 臨席者

- 6 事務局 林谷一徳事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員

- 7 署名委員 議席10番 山田雅江 議席11番 加島富浩

局 長	<p>お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の総会開催にあたりまして、3 番河崎委員、8 番相澤委員から欠席する旨、連絡がありましたので報告させていただきます。</p> <p>それでは、只今から第 26 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さまには、何かとお忙しい中、本日の総会にご出席いただきましてありがとうございます。早いもので、今年も残すところ 2 か月余りとなりました。</p> <p>今月は、天候にも恵まれまして、畑の収穫作業等も、順調に進んでいると思います。後は、大豆とビートぐらいと思っておりますが、いろいろ話を聞きますと、収量、品質等、夏場の雨の影響で、物足りない数値が出ている様ですけど、天気に恵まれて、出来たものはすべて収穫できればと思っております。</p> <p>また、酪農関係ですけれども、近年にない厳しい状況かと思っております。売る物の価格も上がらず、経費ばかり掛かって、本当に来年に向けて厳しい農業情勢が続くのではないかと思っております。</p> <p>また、委員の皆さまには 10 月の農地パトロールにご出席いただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>来月ですが、道外研修等の行事もございますので、世間ではコロナも高止まりの傾向で、なかなか感染者の人数が減らない状況が続いておりますが、感染にはくれぐれも注意されまして、お過ごしいただきたいと思っております。</p> <p>本日の総会ですけれども、早速総会資料に基づきまして始めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 10 番 山田雅江 委員、11 番 加島富浩 委員にお願いしたいと思います。</p> <p>経過報告等を事務局からお願いいたします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今、経過報告等説明がりましたが、ご質問等ありませんか。</p>

委員	(ありません。)
議長	<p>はい。無いと言う事ですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書1ページになります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。</p>
次長	<p>議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 ご説明いたします。法の規定により農地等の賃借権設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。</p> <p>なお、「番号1番から番号9番」まで、すべて、引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは、「番号1番から番号3番」について、こちらは基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件となります。番号1番及び2番の設定を受けていた方は、二宮 番地 さん、番号3番の設定を受けていた方は、二宮 番地 さん、設定をしていた方は、いずれも茂岩本町 番地 さんで、土地については記載のとおりです。 さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和4年10月3日です。</p> <p>続きまして「番号4番及び5番」について、こちらは農地法による賃借権の設定がされていた案件です。設定を受けていた方は、礼作別 番地 、設定をしていた方は、礼作別 番地 さんで、土地については記載のとおりです。 さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和4年10月3日です。</p> <p>続いて「番号6番から9番」について、基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件です。「番号6番及び番号7番」について、「番号6番」の設定を受けていた方は、統内 番地 さん、「番号7番」の設定を受けていた方は、茂岩栄町 番地 さん、設定をしていた方は、池田町字利別本町 番地 さん、土地につきましては、記載のとおりです。 さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和4年10月3日です。</p> <p>次に「番号8番から番号9番」について、設定を受けていた方は、統内 番地 さん、設定をしていた方は、「番号8番」が 芽室町美生 線 番地 さん、「番号9番」が 帯広市 条南 丁目 番地 さんで、土地については、記載のとおりです。賃借人の営農廃止により解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和4年10月1日です。</p> <p>以上で「番号1番から番号9番」の説明を終わります。</p>

議 長	はい。只今、事務局からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定させていただきます。 続きまして、議案書 3 ページになります。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。
次 長	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（使用貸借）」についてご説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして、農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、親子間における経営移譲によるものであり、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可しない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。譲渡人は二宮 番地 さん、譲受人は二宮 番地 さんで、土地につきましては、二宮 番地 ほか 58 筆で、公簿は畑、田、牧場及び山林、現況は畑で、面積は合計 m² です。経営内容以降については、ここに記載のとおりとなっております。使用貸借の期間は 10 年間、始期は令和 5 年 1 月 1 日から終期は令和 14 年 12 月 31 日です。</p> <p>5 ページから 11 ページに位置図、求積図を添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 20 日、21 日の農地利用状況調査時に現地確認を行っております。地元委員であります根本委員の方から説明願いたいと思います。
委 員	はい。4 番です。内容につきましては、今、事務局の方から説明があったとおりです。農地につきましても適正に管理され、使用されておりますので、問題無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	只今、根本委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委 員	ありません。

議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きますして、議案書 12 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借）」について説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして、農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し終えます。</p> <p>「番号 1 番」ですが、貸人は統内 番地 さん、借人は礼作別 番地 地 です。土地につきましては、統内 番地ほか 10 筆で、公簿は畑・山林及び宅地で、現況はすべて畑。面積は合計 m²です。の経営内容については、こちらに記載のとおりです。設定の理由ですが、貸人の営農廃止に伴い規模拡大を希望される借人に貸付け、経営の安定を図るものです。</p> <p>賃貸借の期間は 10 年間、始期は令和 4 年 11 月 1 日から終期は令和 15 年 12 月 31 日です。借賃は年額 円、10a 当たり 円となっております。なお、13 ページに位置図を、格子模様で表示した所が本件の対象地となります。また、15 ページに求積図を添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、10 月 14 日に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方から説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。7 番です。事務局から詳細に説明があったとおりで、 さん側が一人の方にまとめて、全部貸したいということで、 と 3 条での契約をしたいということで、要件は全部満たしており牧草地等も確認できておりますので、何ら問題無いかと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案書 16 ページとなります。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局、「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>それでは、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」をご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」について、豊頃町簡易堆肥盤事業に伴う転用申請です。転用区分は永久転用で、転用理由は家畜排せつ物を有効活用し、農業生産性の向上を図るため簡易堆肥盤の造成敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>申請人は、北栄 番地 さんで、土地は北栄 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²です。</p> <p>審査内容については、17 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で補助金は 千円、残り 千円は自己資金です。続いて権利を有する者の同意ですが、土地所有者である さんから同意書が添付されています。工期は許可の日から令和 4 年 11 月 30 日まで、土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われま。申請位置図を 18 ページに、求積図を 19 ページに添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたけれども、この件につきましては、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります村上委員の方から説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。13 番です。只今、事務局から詳細に説明があったとおりでございます。新しく堆肥盤を作りたいということで見えてまいりました。場所等も特に問題があると思いませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定させていただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議案書 20 ページになります。議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。なお、「番号 1 番」の案件につきましては、遠藤代理に関係する案件ですので、遠藤代理には退席をお願いします。</p> <p>(遠藤代理 退席する。)</p> <p>それでは、再開します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
<p>次 長</p>	<p>議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」 ご説明致します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たす者の同意と考えます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 さん、利用権の設定をする方は、茂岩本町 番地 さんです。土地については、二宮 番地ほか 1 筆、地目は、公簿、現況共に畑です。面積は m²、利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 11 月 4 日公告の日、対価の支払い期限は令和 4 年 11 月 30 日、価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。22 ページに位置図を添付しております。格子模様で表示したところが本件の対象地ですのでご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、10 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員には泉委員がなっておりますので、泉委員からご説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7 番です。詳細につきましては、事務局から説明があったとおりです。11 月 30 日に賃貸期間が満了することから、それに合わせ売買希望があり、地元としても何ら問題が無いということでしたので、このようにきめさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、泉委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩します。 (遠藤代理 復席する。)
議長	はい。それでは、再開します。遠藤代理に申し上げます。「番号1番」について、原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。 それでは、「番号2番」について、事務局説明願います。
次長	それでは、「番号2番」です。利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 、利用権の設定をする方は、礼作別 番地 さん、 土地については、礼作別 番地ほか2筆、地目は公簿、畑、原野で現況は、 畑、農業用施設用地です。面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は売買 による所有権移転で、移転の時期は令和4年11月4日公告の日、対価の支払 期限は、令和4年11月30日です。価格は、 円、10a当たり 円 で、支払方法は記載のとおりです。23 ページに位置図を添付しておりますの で、ご確認ください。 以上で、「番号2番」の説明を終わります。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、10月14日 に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員には泉委員がなってお りますので、泉委員からご説明をお願いします。
委員	はい。7番です。こちらの件については、 さん方が売買を希望した ということで、地域においても、まったく問題無く、適切に使用されておしま すし、このように決めさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いい たします。
議長	只今、泉委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号3番」の説明をお願いします。
次長	「番号3番」です。利用権の設定を受ける方は、茂岩栄町 番地 さ ん、利用権の設定をする方は、池田町字利別本町 番地 さん、

	<p>土地については、統内 番地ほか5筆です。地目は公簿、畑、原野、雑種地及び宅地で、現況はすべて畑です。面積は、合計 m²、利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和4年11月4日公告の日、対価の支払期限は令和5年2月28日で価格は、 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図を24ページに添付しております。斜線で表示している所が、該当する土地となりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で、「番号3番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、10月14日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員には河崎委員がなっておりますのが本日欠席ということで、遠藤代理の方からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。さんの希望により、売買ということになっております。議案第1号で合意解約となっている案件でありまして、地域としても何ら問題無いといことですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございますので「番号4番、5番」の2件について、事務局説明をお願いします。</p>
次 長	<p>それでは、「番号4番及び5番」の利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地、「番号4番」の利用権の設定をする方は、芽室町美生 線 番地 さん、土地につきましては、統内 番地の内、地目は公簿、山林で現況は畑です。面積は m²、利用権設定等の種類は、賃貸借設定で、期間は10年間、始期は令和4年11月4日から終期は令和14年11月30日です。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は13ページをご覧ください。こちら、斜線で表示した土地が本件の対象地です。</p> <p>続きまして「番号5番」ですが、利用権の設定をする方は、帯広市東 条南丁目 番地 さん、土地につきましては、統内 番地 の内ほか1筆、地目は公簿、畑及び山林で現況は畑です。面積は合計 m²、利用権設定等の種類は、賃貸借設定で、期間は6年間、始期は令和4年11月4日から終期は令和10年11月30日です。借賃は年額 円、10a当たり</p>

	<p>円で、支払方法は記載のとおりです。25 ページに位置図、26 ページに求積図を添付してございますのでご確認ください。</p> <p>以上で「番号 4 番、5 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましても 10 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員には河崎委員がなっておりますのが、本日欠席ということで、遠藤代理の方からご説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1 番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。議案第 1 号で、 さんの営農停止により合意解約のあった案件で、地域としても何ら問題無いということですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして 27 ページ議案第 6 号「農用地利用集積計画について」を議題と致します。「番号 1 番」の説明を事務局をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意頂きご審議願いたいと思います。</p> <p>それでは「番号 1 番」ですが、利用権の設定を受ける方は、二宮 番地さん、設定を行う方は、茂岩本町 番地 さん。土地については、二宮 番地 で、地目は公簿、現況共に畑です。面積は、 m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は、令和 4 年 11 月 4 日公告の日、対価の支払期限は、令和 4 年 11 月 30 日、価格は総額 円で、10a 当たり 円、支払方法は記載のとおりです。22 ページに位置図を添付しております。斜線で表示した所が、該当する土地ですので、ご確認ください。</p> <p>以上で「番号 1 番」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましても、10 月 14 日</p>

